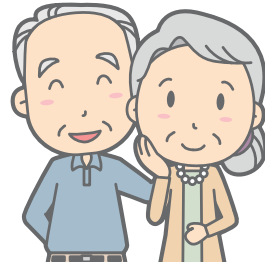


# 介護保険のお知らせ

## 65歳以上で所得の低い人（住民税非課税世帯）の介護保険料が軽減されます

※所得段階が第1～3段階の人を対象に負担軽減を行います。  
詳細は7月15日(水)に発送する納入通知書でご確認ください。

所得段階	令和元年度	令和2年度
第1段階	28,800円	23,040円
第2段階	48,000円	38,400円
第3段階	55,680円	53,760円



問 高齢者支援課 ☎53-8451

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の 減免を受けることができます

新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれ、次に該当する場合は、申請により国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の全部または一部の減免を受けることができます。

### 1. 減免対象 (①②のどちらかに該当)

- ①新型コロナウイルス感染症で主な生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人(世帯)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の事業収入などが、前年と比較して30%以上減少すると見込まれる人(世帯)

※その他、所得要件があります。

### 2. 減免対象の保険税・保険料

令和2年2月から令和3年3月までの納期限のもの

### 3. 必要書類

- 申請書 ※申請書が必要な人は、担当課に問い合わせるか、市ホームページからダウンロードしてください。
  - 申請者の本人確認書類
  - 事業収入等の状況申告書
  - 主な生計維持者の収入状況が確認できる書類(給与明細、帳簿の写しなど)
- ※後期高齢者医療制度加入者は、別途書類が必要となる可能性があります。申請の際はお問い合わせください。

### 4. 申請方法

必要書類を担当課に郵送

※詳細は市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

問 税務課 ☎53-8412 (国民健康保険税)  
保険課 ☎53-8988 (後期高齢者医療保険料)  
高齢者支援課 ☎53-8451 (介護保険料)

# 国民健康保険のお知らせ

## 8月1日から保険証(被保険者証)がオリーブ色に変わります

7月下旬に簡易書留で世帯主宛てに送付します。  
8月1日からは、新しい保険証を医療機関窓口にて提示してください。



イメージ

問 保険課 ☎53-8420 (保険証)

## 国の税制改正に伴い、国民健康保険税が次のように変わります

### 賦課限度額が変わります

区分	賦課限度額
医療分	58万円→61万円
支援金分	19万円
介護分 (40歳から 64歳まで)	16万円

### 均等割、平等割が変わります

所得が一定基準以下の人に適用される、5割軽減と2割軽減の対象範囲が拡大しました。

軽減割合	軽減判定所得 (この金額以下のとき、軽減が受けられます)
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数 28.5万円
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数 52万円

※詳細は7月15日(水)に発送する納税通知書でご確認ください。

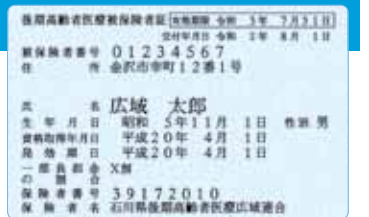
※所得の申告が必要な場合があります。

問 税務課 ☎53-8412 (国民健康保険税)

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 8月1日から保険証(被保険者証)が青色に変わります

7月下旬に簡易書留で被保険者本人宛てに送付します。  
8月1日からは、新しい保険証を医療機関窓口にて提示してください。



イメージ

## 保険料均等割軽減の見直しを行っています

法令上7割軽減対象者の保険料(均等割)は、これまで特例的に軽減割合を上乗せしてきましたが、表のとおり、令和元年度から段階的に見直しを行っています。  
令和2年度は、令和元年度に均等割が8割軽減または8.5割軽減となっていた人が、7割軽減または7.75割軽減に変わります。

対象者の所得要件 (世帯主と世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	令和元年度からの見直し内容				
	本則	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
(平成30年度での8.5割軽減の区分) 軽減判定所得が33万円以下	7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
(平成30年度での9割軽減の区分) うち、世帯の被保険者全員の 各種所得なし			8割	7割	
			月平均額が 594円 → 891円		
			月平均額が 792円 → 1,188円		

※詳細は、保険証に同封するリーフレットや石川県後期高齢者医療広域連合ホームページでご確認ください。

石川県後期高齢者医療広域連合

問 保険課 ☎53-8988